

佐賀市住宅用太陽光発電システム設置支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クリーンエネルギーとして期待される太陽光発電の普及促進を図るため、住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、自ら居住する市内の既存若しくは新築の戸建住宅(店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。)に対象システムを設置する者、又は市内の対象システム付き建売住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）を購入して居住する者で、電力会社と電力受給契約を結ぶ個人とする。ただし、対象システムの電力受給契約における電力受給開始日は、補助金の交付決定の日が属する年度の3月31日までとし、電力受給開始日までに、佐賀県住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の交付決定を受ける者でなければならない。

- 2 前項の補助金交付の対象者は、次のいずれかに該当する者であってはならない。
- (1) 補助金の交付決定前に対象システムの設置工事に着手している者、又は対象システム付き建売住宅の引渡しを受けている者
 - (2) これまでにこの要綱による補助金の交付を受けたことがある者
 - (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (5) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助金交付対象システム)

第3条 補助金交付の対象となるシステムは、次の各号の要件に適合するものをいう。

- (1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの。
- (2) 次の数値のうちいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。

ア 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をkWで表示し、小数点以下2桁未満を切り捨てたもの。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格（以下「JIS」という。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC等の国際規格も可とする。）。

イ パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値をkWで表示したもの。定格出力はJISの規定によるものとする。）。

- 2 前項の対象システムの設置又は購入の契約を県内事業者（県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者をいう。以下同じ。）以外の者で行っている場合は、県内事業者が設置工事を行うものでなければならない。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、対象システムを構成する太陽電池の最大出力の値（kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）に1万5千円を乗じて得た額とし、6万円を上限とする。

- 2 前項において算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書を提出しなければならない。補助金等交付申請書に添付を要する収支予算書は、太陽光発電システム設置計画書（様式第1号）にかえるものとする。

- 2 補助金等交付申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 太陽光発電システム設置計画書（様式第1号）
- (2) 販売・施工事業者の確認書（様式第2号）
- (3) 工事請負契約書または売買契約書の写し
- (4) 太陽電池モジュールを設置する予定面が確認できる住宅全体のカラー写真
- (5) 設置計画図（システム配置図）
- (6) 対象システムを設置する住宅の位置図
- (7) 振込口座の通帳の写し
- (8) 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）
- (9) 申請時チェックシート（様式第4号）
- (10) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えた日をもって受付を停止する。

（手続の代行）

第6条 申請者は、補助金の交付の申請等の手続について、代行者を選任し、委任する

ことができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定に基づき申請がなされたものについては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、規則第4条の規定に基づき補助金交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により、原則として申請書の受理から15日以内に申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定年月日以降に対象システムに係る設置工事の着工、又は対象システム付き建売住宅の引渡しを行うことができる。

(補助事業等の変更申請)

第8条 補助事業者は、前条第2項の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに規則第8条第1項に規定する補助事業等変更申請書を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付申請額を増額することはできない。

(1) 対象システムの設置又は対象システム付き建売住宅の購入を中止しようとするとき

(2) 対象システムの規模又は型式等の変更によりシステムの出力が減少し、第7条第1項で決定した補助金の交付額に影響があるとき

2 前項第2号に該当する場合は、補助事業等変更申請書に太陽光発電システム設置変更計画書（様式第5号）を添付しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、規則第8条に規定する補助金等交付変更通知書により、補助事業者へ通知しなければならない。

(変更届)

第9条 補助事業者は、第7条第2項又は前条第2項の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに変更届（様式第6号）に第5条第2項各号に掲げる書類等のうち変更内容が確認できるものを添付して市長に届け出なければならない。

(1) 補助事業の完了予定日から起算して90日以内に補助事業が完了しないとき

(2) 対象システムの規模又は型式等を変更するが、第7条第1項で決定した補助金の交付額から変更が生じないとき

2 前項第2号に該当する場合は、補助事業等変更申請書に太陽光発電システム設置変更計画書（様式第5号）を添付しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、電力受給開始日から起算して30日を経過する日、又は補助金の交付決定の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書を提出しなければならない。補助事業等実績報告書に添付を要する収支決算書は、太陽光発電システム設置報告書（様式7号）にかえるものとする。

2 補助事業等実績報告書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 太陽光発電システム設置報告書（様式第7号）
- (2) 住民票の写し（提出日から3か月以内に発行されたもので、提出日の現住所が確認できるもの）
- (3) 対象システム設置に関する領収書の写し
- (4) 電力会社からの「太陽光発電からの電力受給のご案内」の写し
- (5) 平成26年度佐賀県住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の交付決定通知書の写し
- (6) 対象システムの出力対比表の写し
- (7) 太陽電池モジュールを設置した建物全体のカラー写真
- (8) 太陽電池モジュールの設置状況が確認できるカラー写真（太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの）
- (9) パワーコンディショナのメーカー名、型式名及び製造番号が確認できる資料
- (10) 市税の滞納がない証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの）
- (11) 補助金の交付申請をしたときに居住していた住所と対象システムを設置した場所が異なる場合には、住所変更届（様式第8号）
- (12) 実績報告時チェックシート（様式第9号）
- (13) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付）

第11条 規則第13条に規定する補助金等確定通知書による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条第2項に規定する補助金等交付請求書を提出しなければならない。

2 補助金の交付は、前項の請求書に記載されている指定口座への振込をもって実施する。

（対象システムの管理）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた対象システムについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定に基づく耐用年数（17年）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅における電力消費の用に当てなければならない。この場合において、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、対象システムが損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(処分の制限)

第13条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数(17年)の期間内において、当該対象システムを売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、規則第17条の規定により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、前条の処分を行ったとき、又は規則第15条第1項に規定する取消しを受けたときは、既に交付された補助金の全部又は一部を市長が別に定める期日までに返還しなければならない。この場合において、返還しなければならない補助金の額は、市長がその都度定める。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

(補助事業着手日に係る特例措置)

2 補助金の交付対象者が次の要件を全て満たす場合には、第2条第2項第1号の規定は適用しない。

(1) 平成26年9月24日以前に対象システムの設置又は対象システム付き建売住宅の購入の契約を結んでいること。

(2) 前号の契約において、対象システムの太陽電池の公称最大出力及びパワーコンディショナの定格出力のいずれもが10kW以上(増設等の場合にあつては、既設分を含めて10kW以上)であること。

(3) 平成26年9月25日以降に対象システムの太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかを10kW未満(増設等の場合にあつては、既設分を含めて10kW未満)とする変更契約を結んでいること。

- (4) 補助金の交付決定前に対象システムの電力受給を開始していないこと。
- 3 この特例措置の適用を受ける申請者は、その旨を補助金の交付申請時に申し立てなければならない。
- 4 この特例措置による補助金の交付決定を受けた者については、第7条第3項の規定は適用しない。